千里新田小学校 課外クラブに係る活動方針

令和４年４月１２日

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成３０年３月）」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成３０年９月）」を参考に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針（平成３０年１２月）」に則り策定する。

１．課外クラブの目的

学校教育の一環として行われる課外クラブを通して，単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、望ましい人間関係を形成し，個性の伸長を図り，集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的，実践的な態度を育てる。

２．運営について

（１）年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。（様式はこれまでに使用していたものを活用してもよい。）

（２）顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにすることが望ましい。

３．休養日及び活動時間の設定について

（１）学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

（２）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、児童が十分な休養を取ることができるとともに、課外クラブ以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

（３）学校の休業日に練習試合等で４時間以上の活動となる場合は、児童の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

（４）１日の活動時間は、長くとも平日では１時間半程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（５）準備や片づけの時間は活動時間に含まない。

（６）朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、児童の負担とならないよう工夫する。

４．指導について

（１）課外クラブの指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、児童の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。

（２）適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、児童の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

５．その他

（１）事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。

（２）無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

（３）大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

（４）試合や発表会等による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車は禁止とする。